別表六（十二）の表を次のように改める。

別表六（十二）　中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分			1	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等	第　・　号 特定生産性向上設備等
事業種目			2					
資産区分	種類		3					
	機械装置等の名称		4					
	取得年月日		5	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
	指定事業の用に供した年月日		6	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
取得価額	取得価額又は製作価額		7	円	円	円	円	円
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額		8					
	差引改定取得価額 ((7)－(8))又は(((7)－(8))×75/100)		9					

法人税額の特別控除額の計算

当期分	特定生産性向上設備等以外のもの	取得価額の合計額 ((9)のうち特定生産性向上設備等以外のものに係る額の合計額)	10	円	当期分	特定生産性向上設備等	当期税額控除可能額 ((18)と(19)のうち少ない金額)	20	円
		税額控除限度額 (10)×7/100	11				法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「17の②」)	21	
		当期の所得に対する法人税の額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」又は別表一(三)「2」)	12				当期税額控除額 (20)－(21)	22	
		当期税額基準額 (12)×20/100	13			特例繰越分	特定生産性向上設備等 取得価額の合計額 ((9)のうち(6)が特例対象事業年度等の特定期間内である特定生産性向上設備等に係る額の合計額)	23	
		当期税額控除可能額 ((11)と(13)のうち少ない金額)	14				繰越限度超過加算額 (23)×7又は10/100	24	
		法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「16の②」)	15			前期繰越分	差引当期税額基準額残額 (13)－(14)－(20)	25	
		当期税額控除額 (14)－(15)	16				繰越税額控除限度超過額 (31の計)	26	
	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額 ((9)のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額)－(23)	17				同上のうち当期繰越税額控除可能額 ((25)と(26)のうち少ない金額)	27	
		税額控除限度額 (17)×7又は10/100	18				法人税額超過構成額 (別表六(二十四)「15の②」)	28	
		当期税額基準額残額 (13)－(14)	19				当期繰越税額控除額 (27)－(28)	29	
							法人税額の特別控除額 (16)＋(22)＋(29)	30	

翌期繰越税額控除限度超過額の計算

事業年度又は連結事業年度		前期繰越額又は当期税額控除限度額	当期控除可能額等	翌期繰越額 (31)－(32)
		31	32	33
平・・ 平・・	①	円	円	
平・・ 平・・	②		外	外　円
計			(27)	
当期分	生産性以外	(11)	(14)	外
	生産性	(18)	(20)	外
当期分計				
合計				

機械装置等の概要

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）